

## 第21期 第11回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年12月4日（月）午後1時30分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

### 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志
事 務 局	欠席委員	田 村 早 苗
	事務局長	吉 井 仁 美
	主任専門員	長 根 幸 人
県 側	非常勤事務員	八 島 美奈子
	水産振興課	鳴 海 留美子
	〃	三 橋 潤一郎
	三八地方水産事務所 所 長	澤 田 篤
	西北地方水産事務所 総 括 主 幹	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 副 所 長	藤 川 義 一
	産業技術センター	泉 田 哲 志
内水面研究所 所 長	吉 田 達	

### 4 議事の結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

## 5 議事の経過

### 濱田会長

ただ今から、第21期第11回青森県内水面漁場管理委員会を開会いたします。  
開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝をいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として議案4件、報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思います。お願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委員

(「異議なし」の声あり。)

### 濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、丹藤委員と永澤委員の両名を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。  
事務局長から説明をお願いします。

### 長根事務局長

はい、会長。

### 濱田会長

はい、局長。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

内水面における漁業生産にあたっては、漁業関係法令及び規則に基づき、漁業権免許、採捕の許可、漁業の許可により行われますが、漁業の許可については、新規の漁業の許可にあたり、知事は、船舶の数その他の制限措置を定め、その内容等を公示し

なければならないことが規定されております。また、知事がこれらを定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととなっております。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、先ほど説明させていただいたとおり、漁業法に基づく規定により諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 濱田会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

三橋さん。

### 水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料の方、裏返していただいて2ページ目を御覧ください。

今回、制限措置をかけることになっております漁業、しじみけた網漁業でございます。

これは、十三湖のしじみの許可でして、現在の許可が、今年の12月31日で許可期間満了となりますので、新たな許可ということで、今回、制限措置を定めるものでございます。

表ですね、二段に分かれていまして、上段105隻というのが十三漁協の組合員。下段61隻というのが車力漁協の組合員ということになっております。

船舶の総トン数、推進機関の馬力数につきましては、定めがございません。

操業区域は、内共第10号共同漁業権漁場の区域ということで、十三湖の区域となっております。

漁業時期は3月1日から12月31日まで。

申請期間は、この制限措置が公示された日から6年の2月9日までとなっております。

許可の有効期間は、許可の日から令和8年の12月31日までということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

**濱田会長**

ありがとうございます。

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんか。

それでは、会長から1つだけ御指導ください。

三橋さん、これ、十三の場合は、内水面だと一種の場合は10年のあれなんだけど、これは、時期的にずれて、何かあれがあるんですか。

**水産振興課 三橋副参事**

はい、会長。

**濱田会長**

はい、どうぞ。

**水産振興課 三橋副参事**

漁業権は、会長のおっしゃるとおり、第一種ということで10年間の免許、これは、9月1日に行ったところなんです。この漁法、上の柱文の2行目に書いているんですが、小型汽船底引き網手繰第三種というのは、これは、知事の許可を得なければ、この漁業はできないということに規定されておりますので、今回、しじみけた網漁業を行う者に対して許可を出しております。

県知事が行う許可は、3年を上限にして許可を行うということになっておりますので、3年ごとに許可していくという形で処理しております。

**濱田会長**

これは、漁業の仕方の変更ということですね。

**水産振興課 三橋副参事**

はい、そうです。

**濱田会長**

ありがとうございます。

委員の皆さん、ありませんか。

県から説明いただいたんですが、ありませんか。

**委 員**

(「ありません」の声あり。)

## 濱田会長

ないようですので、御質問、御意見もないようですので、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 濱田会長

それでは、御異議がないと、議案第1号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

この件につきましては、当委員会で、これまで、漁場計画事前協議、漁場計画の策定に係る諮問、これを受けての公聴会と協議会を経て、漁場計画についての答申を行ってきました。

これにより、県では、漁場計画の内容と申請期間等を公示し、これに基づく免許申請を受けて、今回の諮問に至っております。

議案第2号の資料1ページ目を御覧ください。

件名及び本文のみ読み上げます。

十和田湖における第五種共同漁業の免許について（諮問）

令和5年9月8日付けで告示した十和田湖内水面漁場計画について、下記のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定に基づき貴委員会に諮問します。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおりで、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 濱田会長

それでは、御指名であります。三橋副参事さん、補足説明をお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、県から補足説明します。

令和5年9月8日に十和田湖内水面漁場計画を策定、公表しまして、同日から5年11月10日まで免許申請を受け付けたところ、現在の漁業権者である十和田湖増殖漁業協同組合から申請があったものでございます。

漁業法に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとされておりますので、貴委員会とそれから秋田県内水面漁場管理委員会の方に諮問させていただいております。

また、漁業法では、申請者が適確性を欠くものでない限り、申請期間内に申請があったものについては免許しなければならないと定めております。

なお、今回の申請にあたっては、現有漁業権者のみからの申請がありまして、いわゆる競願はございませんでした。

それでは、資料の方、2ページ目を御覧ください。

今回、申請のあった内容を取りまとめた表になっております。表の説明を簡単にさせていただきます。

表の左から、漁場計画における公示番号、免許番号、漁業種類、申請者名、申請者住所、申請年月日、漁業法第72条第2項に規定する適確性の有無、水協法第50条に規定する特別決議の有無、という形でまとめております。

十内共第1号でございますが、公示番号、免許番号同じでございます。

漁業種類は、第5種共同漁業

申請者は、十和田湖増殖漁業協同組合です。

申請者住所は、十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486

申請年月日は、11月7日で、受付も同日、申請期間内である11月7日で受け付けております。

適確性の有無ですが、関係地区内に組合の地区が含まれているかどうかは、関係地区の中には増殖組合の地区が含まれておりますので、適確性はありと。

それから、次ですね。

関係地区内に住所を有し、水産動植物採捕等をする者の世帯の3分の2以上が組合に含まれているか。これも、適確性ありとなっております。

今回の申請にあたって、組合の方で適法に決議をしたかということをもとめております。

令和5年10月28日に組合の方で総会を開きまして、正組合員28名中、28名全員が出席、ということで総会が成立しておりまして、決議の方は26名賛成ということで、3分の2以上の賛成をもって決議したということで、適法になっております。

なお、第5種共同漁業権では、漁業法の方で増殖する場合でなければ免許してはならないと規定されておりますが、資料の方、ございませんが、申請時に添付書類として提出のあった増殖計画により、5年9月8日付で公示した増殖指針に相当する増殖を行うということになっております。

資料としましては、3ページ目に十和田湖の漁場計画、4ページ目に漁場計画と同時に公表しました増殖指針、5ページ目に今回免許申請のあった申請書の写しを添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上のとおり、十和田湖内水面漁場計画に定める漁業権につきましては、申請期間内に適確性を有する者から免許申請がありましたので、県としましては、申請どおり免許することといたしたいと考えております。

また、今後の予定でございますが、貴委員会及び秋田県内水面漁場管理委員会からの答申を踏まえまして、内部決裁を経て、6年1月1日付で免許を行う予定としております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

### 濱田会長

ありがとうございます。

十和田湖の件につきまして、三橋副参事さんから説明いただきました。

御質問、御意見、ありませんか、委員の皆さん。

これは、1つ、会長お聞きしたいんですけど。

この中にこいとかふな、えびは分かるんですが、それにさくらますが入っているんですけど、これは、最近ですか、十和田湖に入るのは。前から入っているんですか。

### 水産振興課 三橋副参事

漁業の種類につきましては、前からこのとおりとなっております、今回は、特に変えないという方向で整理しております。

### 濱田会長

なるほど。

これ、内々の話ですから、わかさぎについては認めないし、アウトだということですね。

### 水産振興課 三橋副参事

わかさぎにつきましては、ひめますと餌のバッティングがしますので、組合としては、漁業権漁業ということではなくて、ひめますを守るために採捕して、採捕した魚を利用しているという形で整理しています。

### 濱田会長

内水面の所長殿もおいでになっていますから、わかさぎというのは、意外と餌を、他の餌を食べる方なんですね。十和田湖にすればわかさぎは敵みたいなもので。

委員の皆さん、何かございませんか。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 濱田会長

それでは、議案第2号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにしたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

はい、会長。

## 濱田会長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

十和田湖における遊漁規則の認可について（諮問）

このことについて、漁業法第170条第1項の規定に基づき、別添写しのとおり認可申請があったので、同条第4項の規定に基づき諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定により第5種共同漁業の免許を受けた者は、遊漁に制限をかける場合、遊漁規則を定め、知事の認可を受けなければならない、更にその場合、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとされているので、今回、諮問があったものです。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 濱田会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

お願いします。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料の方、2ページ目を御覧ください。

今回、免許申請がありました十和田湖増殖漁業協同組合の方から、遊漁規則の認可申請があったものでございます。

内容について、簡単に表にまとめたものが2ページ目となっております。

表の左から、公示番号、申請者、申請及び受付年月日、それから、主たる遊漁規則の有無ということで、項目ごとにありまして、最後、一番右が変更内容の概要。これは、十和田湖増殖組合は現行の漁業権者ですので、現在ある遊漁規則からどこが変わったかというものをまとめております。

表について説明しますと、申請日は5年の11月7日で、受付も同日ということになっております。

主たる遊漁規則につきまして、目的が第1条で定めております。

遊漁の承認については第2条

漁具・漁法の制限 第3条

遊漁期間 第4条

遊漁区域は第5条

禁止区域 第6条

全長制限 第7条

尾数制限 第8条

遊漁料の額、納付方法は第9条

遊漁承認証に関する事項は第10条

遊漁に際し守るべき事項は第11条

漁場監視員については第12条

違反者に対する措置は第13条で、それぞれ定めております。

変更の概要ですが、大きく5つ、変更になっております。

欄内 ポツとして5つ並べておりますが、下から2つを先を御説明をさせていただきます。

これは、今回の漁業権切替えに伴いまして、国の方で示しました遊漁規則令の内容を反映したものとなっております。

1つは遊漁券、漁場監視員証、これ、今まで様式で規則の中に定めておったんです

が、この様式を廃止したものでございます。

もう1つ、ポツの一番下は組合が行う漁獲調査等に対する協力義務を遊漁規則の中に明記したものでございます。

これ以外は、組合の方で変更したいということであがってきたものですが、欄の上の方にいきまして、1番目のポツですが、さくらますの遊漁期間を変更しております。ふな釣り遊漁期間のうち、期間から1月、2月を除外して、12月末までということにしております。

それから、2番目は、ひめます及びさくらますの尾数制限を変更しております。これまでは、合計20尾だったんですが、ひめます20尾、さくらます15尾ということで尾数制限を変えております。

3番目として、遊漁料を変更しております。

こい、ふなにつきましては、日券を200円から250円、年券を2,000円から2,500円に引き上げております。

ひめますにつきましては、船釣り2,000円から2,400円、岸釣り1,000円から1,200円へ。

さくらますにつきましては、船釣り2,000円から2,600円。岸釣り1,000円から1,300円に引き上げると。

これは、増殖費用が非常に高くなってきているということで、増殖費用の高騰に合わせて遊漁料を値上げするというものでございます。

漁協の増殖費用の方も出してもらいまして、それと比較したところ妥当であると認められているところでございます。

以下、資料としては、3ページ目が遊漁規則認可申請書の写し。

5ページ目から8ページ目までが、今回、新たに作ることになっている遊漁規則全文。

9ページ目から15ページ目までが、現行の遊漁規則と今回の遊漁規則を比較しました新旧対照表となっております。

説明の方は省略させていただきます。

県としましては、今回、申請のあった遊漁規則につきましては、漁業法に基づく要件を満たしており、認可が妥当であると考えております。

なお、今後の手続きですが、漁業権の免許と同じく、貴委員会及び秋田県内水面漁場管理委員会の答申を踏まえまして、内部決裁手続きを行い、免許と同日付けの6年1月1日付で認可したいと考えております。

長くなりましたが、県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

## 濱田会長

ありがとうございます。

1つだけお聞きしたいんですが。

今、秋田県と十和田湖の場合は、区域で競合していると思うんですが。遊漁の期間とか、遊漁料というのは同じなんですか。

はい、どうぞ。

#### 水産振興課 三橋副参事

ここの漁業権を持っているのは十和田湖増殖ですので、秋田県の部分、青森県の部分、全てこの遊漁規則でやるということになっております。

#### 濱田会長

区域は一緒でもいいということだ。

#### 水産振興課 三橋副参事

そうです、そうです。1つの区域として。

ただ、行政区域が分かれているので、手続きが2つに分かれるというだけの話でございます。

#### 濱田会長

なるほど。

ありがとうございます。

御質問、御意見も、皆さん、御質問あれば、お聞きしたいと思います。

はい、どうぞ。

#### 永澤委員

夏に視察に行った時に魚が不漁で大変困っているという話だったんですけど、やっぱり今もそういう状況なんですか。

#### 濱田会長

はい、どうぞ。

#### 水産振興課 三橋副参事

そうですね。その後、好転したというのは聞いていません。ひめますですよ。

#### 濱田会長

それと、副参事さん、産卵時期は、青森県と秋田県と同時に産卵箇所でやるんですか、産卵の行為は。

はい、どうぞ。

**水産振興課 三橋副参事**

そうですね。これは、秋田県、青森県共に十和田湖に関しましては、同じ規定で産卵時期とか、要は獲ってはいけない期間とか

**濱田会長**

従来やっているところでやると。こういうことですね。

**水産振興課 三橋副参事**

はい。

**濱田会長**

ありがとうございます。

委員の皆さん、あとありませんか。

はい、どうぞ。

**永澤委員**

現地調査で組合長さんが話していたんですけど、禁漁区を設けて親魚の、ひめますの親魚の確保を図りたいという話だったんですね。親魚の確保については、大変苦勞しているという話でした。

今回の遊漁規則、禁漁区の件については、変更がないということですけど、私ちょっと、この禁漁区域をみてピンとこないんですけども。今のひめますが、例えば、孵化場なりに帰ってくる周辺なのかどこなのか、ちょっと、大体、分かりますでしょうか。

禁止区域、組合長さん、結構、気にしてあったというのがあって、禁止区域を広げることによって、遊漁料は減ったけども、やむを得ないという話、組合長さん、話してあったんですけども。その関係と、この禁止区域の場所と関係あるのかなって、ちょっとお聞きしたいんですけども、よろしいですか。

**濱田会長**

副参事さん

**水産振興課 三橋副参事**

遊漁規則で禁止しておりますのは、孵化場周辺の区域ということで、産卵のため集まってくるところを禁止しているというものでございます。

組合長さんの意向はあるんですけども、今回、遊漁規則そのものでは遊漁禁止区域を変更はしないというものでございます。

**永澤委員**

川の親魚確保については、特採許可なんかいただいて出していますけども、ここの十和田湖の場合は、ひめますの親魚確保で、例えば、特採とか、そういう行為は必要なんですか。

**濱田会長**

特採な

**水産振興課 三橋副参事**

特別採捕につきましては、漁業権持っていますので、確か出してないと思った。

**濱田会長**

さくらますとひめますの区分けだけですから。それで特採って名前、おかしな話になるな。

数量、副参事さん、これは数量、採捕については数量、決定されているんですか。

**水産振興課 三橋副参事**

数量、特採

**濱田会長**

特別採捕の時の数量

**水産振興課 三橋副参事**

特別採捕の数量ですか。

**濱田会長**

無制限ですか。

**水産振興課 三橋副参事**

採卵計画に合わせてやっているはずですね。無制限という形ではない。

**濱田会長**

産卵、採卵する場所の状況から見ると、1尾、1尾の確認していますから、ある程度の状況になると、ストップしているんじゃないかと、私は個人的にそういうふうに現場を見て想定したんだけど。秋田との競合なもので、青森県も非常に現場には苦労しているなど見ていましたよ、私も。

**水産振興課 三橋副参事**

そうですね。ここ、遊漁もやっていますけども、自ら漁業者がひめます、さくらます、ひめますですね、主に。採捕していますので、行使規則、別に定める行使規則の方で期間とか規模とかを定めております。

親魚採捕に関しては、同じく組合の方で、組合員の漁業を止めて確保するための漁を行うという形の行使規則になっております。

**濱田会長**

これ、現場ではさくらますとひめます、一緒に上ってきているんですか、どうなんですか。

**水産振興課 三橋副参事**

組合長の方では、一緒にという話は確かに出ています。

ちょっと、そここのところは、研究機関とかでの確認とか、そういうのもあって、もしそういう形でいろいろ変えなければならぬものがあるのであれば、後々変えていこうということで話はしております。

**濱田会長**

これは、我が方の委員で、木村委員は知っていると思うんだけど。今の餌の競合性があるのかどうか、ちょっと、御指導いただければ。

**木村委員**

さくらますとひめますの。

**濱田会長**

そうそう。

**木村委員**

親魚級は、どうしても多少は重複するかと思います。

**濱田会長**

なるほど。

たいよさん時代に放流したんですよ。だから、競合性のものが十和田湖、非常に厳しい状況だし、秋田県とのいろいろなことがありまして。肝心の産卵の時期、問題になるんじゃないの？という心配は、我々もしていたんですよ。

### 木村委員

ただ、産卵に関しては、天然遡上、去年、一昨年からは、遡上してくる親魚が少なくなってきたので、和井内の孵化場の周りに巻き網だけで親魚を確保するというような状況が続いていましたが。その前までは、それこそ、ひめますの上をさくらますが上ってくるという、凄い光景が

### 濱田会長

力強いですよ。

### 木村委員

そうですね。魚体が3倍、4倍ある。

若干、早いんですね、ひめますよりさくらますの方が。

### 濱田会長

そうそうそう。だから、餌、先に食われるんじゃないかという、そういう心配もあったと思うんですよ。

### 木村委員

おそらく、そういう傾向からも、放流尾数は絞っているはずですが、さくらますの放流尾数は。

### 濱田会長

なるほど。

ありがとうございます。

今、県さんの参事さんからいろいろ説明いただいたんですが、委員の皆さん、何かありませんか。

現場を見て、自分でこう思ったって、大事な十和田湖の

はい、どうぞ。

### 永澤委員

現地調査の際に、今、組合長さんが、ひめますの親魚を採捕する際にさくらますも来るという話で、そこら辺を何とか網で分けできれば、もっとひめますの親魚を確保できるのにな、という話はしていたんですね。

禁止区域拡大の話は、多分、組合長さん希望の話をしたのか分からないですけども、今回、変更になっていないので、それはそれで問題ないと思います。

すみません、以上です。

## 濱田会長

ありがとうございます。

当初、ひめますとさくらますの問題については、十和田湖の肝心な魚がいなくなるから捕獲しようというのがスタートだった。12年ぐらい前かな。その当時、たいよしさんが苦勞していただきました。そういう流れがあります。

あと、ありませんか。

はい、どうぞ。

## 對島会長代理

今回の改正の中で、遊漁の承認申請ですとか、遊漁料の納付、承認証の交付について、オンラインによる申請というのが新しく出てきていますね。

これは、非常に今日的で結構な話、進めるべき取り組みだというふうに認識した上でお尋ねしますけども。これ、具体的にどういうやり取りになるのかという情報はお持ちでしょうか。

## 濱田会長

はい、どうぞ。

## 水産振興課 三橋副参事

これは、大きくフィッシュパスというアプリ会社と一緒にやっけていまして、そちらの方で申し込みがあって、組合が承認すると、携帯、スマホの方に承認証という形で表示されるというものと聞いています。

実は、十和田湖の方では、数年前からこの取組をしていまして、今回、法律というか、国の規程例の方で、初めてオンラインというのが出てきたので、併せて改正したというものです。

## 濱田会長

はい、どうぞ。

## 對島会長代理

十和田湖の場合、御承知のように、非常に何て言うのかな、監視って言う方がいいのか、遊漁者の管理がそう簡単な話ではないということを考えれば、こういうふうなことを進めていくのがよろしいのかなという感想を持ちました。

ありがとうございます。

## 濱田会長

他にございませんか。

いろいろと副参事さんも苦労されるんですが、内水面、青森県の魚介類のために苦  
劳かけますけど、よろしくをお願いします。

ありませんね。

それでは、議案第3号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにい  
たします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第4号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更  
について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

#### 長根事務局長

はい、会長。

#### 濱田会長

はい、局長。

#### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び主要本文のみ読み上げます。

#### 諮問書

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及  
び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第171条第4項の規定において読  
み替えて準用する法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委  
員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、現行漁業法の規定では、漁業生産をするにあたり、新  
たな資源管理体制の下でまずは資源の調査、評価、更には資源の目標、規制等の流れ  
の中で行われることとなり、今回の諮問は、国の大枠の中で県が策定しようとする方  
針となります。

この中において、内水面においても、この枠組みに取り込まれる3魚種が含まれる  
ことから、今回、諮問があったものです。

更にこの方針は、各種漁業の操業や漁業収入安定対策事業等へ連動するものとなっ  
ております。

この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 濱田会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

濱田会長

はい、お願いします。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第4号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針」以下、「県方針」と呼ばさせていただきます。この変更について、補足説明いたします。

なお、この県方針の変更にあたっては、8月及び11月の西部及び東部海区漁業調整委員会で内容について、及び内容の一部修正について諮問し、適当と認める旨、答申を受けていることを申し添えます。

まず、2ページ以降の新旧対照表及びその4ページ以降の県方針を併せて御覧ください。

まず、7ページ、第8の記載の変更について説明いたします。

漁業法が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県の資源管理方針に定めることとなり、自主的な取組を定めていた資源管理計画は、資源管理協定に移行することとなりました。

協定への移行にあたり、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるにあたって必要な資源評価が行われていない水産資源については、都道府県資源管理方針の別紙3に資源管理の方向性を定めることとなっているため、今般、県方針に別紙3-1から別紙3-29までの魚種についての記載を追加するものになっています。

次に8ページ及び9ページを御覧ください。

下の大きい番号の方のページ数で説明いたします。

ここは、海面の話なので、ちょっと内水面だと関係が薄くなるんですが、別紙1-1、くろまぐろの小型魚及び別紙1-2、くろまぐろの大型魚の第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてなんですけど、従来は、知事管理漁獲量の全量を青森県くろまぐろ漁業に配分するとしていましたが、協定管理委員会の参加の有無やその他への配分に関する記載がなかったため、このたび明記するものです。

続いて、15ページを御覧ください。

15ページ、県方針の別紙2なんですけども、こちらは、特定水産資源以外の水産資源のうち、資源評価が行われているものとして、国の基本方針の別紙3に設定されている魚種を記載することとなっていますが、現時点で本県に該当する魚種は設定されていないため「該当なし」としてあります。

16ページ以降を御覧ください。

先ほど説明したとおり、別紙3 - 1から別紙3 - 29までを追加したものになっています。この別紙3中に内水面の魚種に係る記載を含んでいるため、今般、貴委員会へ諮問しているものです。

内水面の魚種としては、42ページから44ページになるんですけども、  
別紙3 - 27、しらうお青森県湖沼河川域  
別紙3 - 28、わかさぎ青森県湖沼河川域  
別紙3 - 29、やまとしじみ青森県湖沼河川域  
について記載しています。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

### 濱田会長

ありがとうございます。

1つだけお聞きしますけども、罰則基準は、内水面と海区、違うんでしょう。

### 水産振興課 澤田技師

これが、漁協の方で、今、策定していただいているんですけども。今まで資源管理計画というものを漁協の方で作っていただいて、それに基づいて休漁だったりとかついでいうので、自主的な取組を定めていただいていたんですけども。

来年、令和6年の4月1日から、収入安定対策事業とかの関係で資源管理計画から資源管理協定というものに変えていないと、収入安定対策事業を受けられないということになっていまして、そのために今、資源管理協定というのを各漁協に作成していただいているんですけども。

その資源管理協定を作成する元になるのが、この青森県の資源管理方針というものになっていまして、この資源管理方針の中に海面の魚種と今の、最後の3魚種の内水面の魚種を含んでいるので、今回、委員会で諮問させていただいたものになっています。

### 濱田会長

これは、あれですか。

行使規則の基準を作るということですか、それとも。

### 水産振興課 澤田技師

そういったものではなくて、資源管理の取組を定めるための大元の県としての資源管理の方針を定めるものであって、これで何かこう、今の別紙3に関しては、これで取組を制限するとかついでいうものではないものです。

## 濱田会長

そうすると、違反者に対しての金額は、最高3千万、海区の方はね。

これについては、内水面の場合は、3千万円以内ということに、勿論、なると思うんですが。罰則義務もあるんですか、どうなんですか。

我が方は、小川原湖の場合ありますよ。川の場合はどうなんですか。

はい、どうぞ。

## 長根事務局長

すみません。

事務局からです。

これは、あくまでもこの大元になる方針でありまして、この下に各組合員が作っていく方針とか、その中にそれまでの行使規則とか突合させるとか。

あと、罰則の関係は、国の法律の中で決められている罰則については、罰則規定。県の漁業調整規則で決められているものに触れることについては、県の罰則規定になります。

ですので、その下にある、下といえはあれですけども、それにぶら下がっているものについては、各単協で対処するということになろうかと思えます。

## 濱田会長

これね、県さんが一番苦勞しているんだよな。

一般の泥棒というのは、作る人より上手だから、本当に困ったもんだ。

それでは、委員の皆さん、今、県からの補足説明、その他、いろいろとお世話いただきましたが、何か御質問ありませんか。

## 田村委員

はい

## 濱田会長

はい、どうぞ。

## 田村委員

何が変更されたのかが、ちょっと説明でよく分からなくて。

そもそも、この別紙3というのは、今までなかったということなのか、ということを知りたいということと。

それからもう1つ、内水面にかかわる3 - 27から29の文言を見ると、何て言うんですかね。題名は方針なんだけど、何か言っていることは、第2の方向性とか、第3の文言とかを読むと、何か別に何も、何をどうしようとしている方向性なのかが、

殆ど、現状維持でやりますと。何か、調査、調査じゃない、いろんな調査とかやって、何か変わったらその度ごとに考え直しますっていうだけのことで、これって、方針と言えるんですか？というのが、2つ質問です。

## 濱田会長

はい、どうぞ。

## 水産振興課 澤田技師

すみません。

ちょっと説明不足だったんですけども、今まで、元々資源管理方針というものも定めておまして、その中だと、別紙2というのと、別紙3というのが元々設定されていなくて、別紙1というものだけあったんですけども、その別紙1というのが、今でいう、現行のTAC魚種、まぐろであったりとか、あじとかさば、いわしであったりとかっていう魚種に関しては、この県の資源管理方針というものの中で別紙1として定められていたんですけども。

今、各漁協で作成している資源管理計画というものがあって、例えば、内水面の魚種であれば、小川原湖漁協さんとかで、わかさぎ、しらうおとしじみに関して、自主的な管理措置として、いつから、いつまで禁漁しますとかっていうものを定めているんですけども。それが、資源管理計画から協定に変わるということにあたって、その協定の中で魚種も、対象魚種とかも明記するんですけども、その協定の中で対象魚種、載るものに関しては、県の方針に基づいて目標というものを定めないとならないということで、協定を作るにあたって方針を変えたというか、方針の中で対象魚種を盛り込むという形で、今、内水面の魚種と海面の魚種を別紙3で新しく追加させていただいたというものになっています。

中身の話なんですけども、こちら、大枠の中身になっていまして、例えば、海面の話になるんですけど、海面の別紙3-1とかの始めの方の魚種とかですと、国の方で、ある程度、資源評価が進んでいる魚種になっておりまして、国の方の資源評価に基づいた方向性として提示されているものに向けて、県の方でも取り組んでいくというふうなことで、資源管理の方向性であったりとかっていう部分を定めているものになっていますが、その内水面の魚種などに関しては、国の方でも資源評価しているものではないので、青森県としての資源評価していく、資源管理をしていくための方向性として、目標として、県の漁獲量というのを1つの目標として、今回、方向性として定めているものになっていて、これ自体に基づいて資源管理をしていくというよりかは、県としての大きい枠組みを提示して、方向性を提示した上で各漁協が、これに基づいて資源管理協定というものを作成して、その協定の中で自主的な、何日禁漁であったりとかっていうふうな取組を定めていくというふうな、県としての大枠の方向性を示す方針というふうな形になっています。

以上です。

### 濱田会長

ありがとうございます。

委員の皆さんからいろんな御質問がありましたけど、これ以外、ありませんか。返事がないな。

異議なしということで、それでは、議案第4号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

1の「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の概要について」を事務局から説明願います。

### 長根事務局長

はい、会長。

### 濱田会長

はい、局長。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告事項①の資料を御覧ください。

令和5年度の全国内水面漁場管理委員会連合会の東日本ブロック協議会の概要についてです。

この協議会につきましては、令和5年11月1日、栃木県の宇都宮市で開催されており、対馬会長代理と私、長根が出席しております。

概要につきましては、1から4のとおりですが、この中で1の提案項目についての案についてですが、これについて、放射性物質の汚染対策についての文言について、いろいろ議論になりまして、対馬会長代理の方からも意見がっております。

水産庁からの提案もあって、この放射性物質と汚染対策ということで、誤解を受けないような文面に修正するということになっております。

6番の講演になりますけども、この3講演につきましては、非常に興味深い話でもありますので、後日、当日の講義の内容の資料を皆様に配付させていただきたいと思っております。

特に、3番の災害の後の環境の復活に向けた取組事例が、具体的な数値と事例等の紹介をもって、更に内水面では、全国で唯一内水面で水産課程を持つ高等学校との共同での調査等の報告もございましたので、それも併せて資料を後日配付させていただきます。

できます。

以上です。

## 濱田会長

局長、どうもありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、ここで会議に出席していただきました對馬会長代理から一言お願いします。

お世話かけます。よろしくどうぞ。

## 對馬会長代理

先ほど、局長の方から説明がありましたけども、この提案、項目案についてのところで、この会議に先立つ席で、会長出席しておられたわけですけども、青森県として意見を出している。

何を言っているかという、いわゆる福島第一原発の処理水の取扱というか、そのものの考え方についての話でした。

たまたまって言っているのかどうなのかあれですけども、そこ、タイトルに「汚染水」って入っていたんです。それでもめたんです。何かそういう話をした大臣もいましたけども。

その「汚染水」という切り出し方の是非については、私は全然触れていません。それが良いとか悪いとかの話じゃなくて。

ただ、青森県として言いたいのは、青森県産、勿論ですけども、日本国内で生産されている農林水産物というのは、すべからく、最低限、いわゆる科学的知見に基づいて安全・安心なものを作っているんだと。

ただ、その上に様々な産地の生産者の方々が、その農林水産物が生産された背景ですとか、環境ですとか、これ、生産するのにこういう苦勞をしているんですよとかっていうふうなものをストーリー仕立てにして、それを産地間の差別化っていうのかな、我々はこういうふうにして頑張っているんですよというふうなことを積み重ねている。

今、処理水の問題というのは、まさにその上に積み重ねているところの物語りというか、ストーリーが脅かされている状況なのであって、我々としては、そこはしっかり見ているんだよと。注目しているんだよということを政府ですとか、関係している事業者ですとか、あまねく消費者の皆様ですとかに対してアナウンスをしていくべきだと、我々、しっかり見ているんだということをアナウンスしていくべきであるので、汚染水という切り出し方はともかくとして、何度も言いますけど。これは、消すべきでないだろうというふうなお話をさせていただきました。

私からの報告は以上でございます。

## 濱田会長

ありがとうございます。

私、ドックに入りまして、緊急に代理さんにお世話いただきました。

今の問題については、皆さんも読売新聞全国版にも会長が載りましたし、また先般、東奥日報にも小川原湖基準にしての水環境で載らせていただきました。

連合会の64組合長会で質問事項を大きく私から質問をさせてもらいました。

これは何かといいますと、今の問題はトリチウム、これは簡単に言えば、福島原発の11年になりますけど、その問題が今現在、皆さんの心にも残っていると思うんですが、日本海は反対と。

それと、何よりも私が随分、会長時代、皆さんにもお世話いただきましたけども、その当時、福島の問題、内水面の問題、私は取り上げております。これについては、強く言いまして、今現在も東北6県の内水面の河口、または土木的な淀みのところに放射能があると。こういうふうに我々は思っております。

内水面の関係は、漁獲その他が非常に小さいためにおとなしいんですが、これをこのままにしておくといえらぬことになるので、こういうふうに判断しております。

また、全国版でもうちょっとこれはアプローチしなきゃいかんと、こういうふうに強く思っております。

たまたま、私が六ヶ所所在住ですから、昭和54年に全国のモニター、放射能モニター調査員に指名されまして、いろんな面で走り回ったんですが、その当時、青森県は、放射能の中と、大きな公的な方にはいかないよというお約束だったんですが、いつの間にか30年、問題が青森県に大きな放射能が堆積されていると、現状です。

皆さんと一緒に青森県の今後の体制を魚介類を揃えながらの流れで、心配しながら段取り、次のステップを踏まなきゃいかんだろうと、こう思っています。

長々と、私、代理さんの苦勞されたのを補足するような状態になってすみませんでした。

それでは、委員の皆さん、代理さん、苦勞して連合会に行っていたので、何か質問ありませんか。

なければ、次のステップに入ってよろしいですか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 濱田会長

それでは、予定した議事を全て終了しましたので、以上、これをもちまして、第21回第11回青森県内水面漁場管理委員会を閉会したいと思います。

終了：午後2時37分